

京都市上京区一松町地区建築協定

建築協定区域 京都市上京区一松町，一条殿町，武者小路町及び福長町の各一部	運営委員会連絡先 電話 075 - -
--	-----------------------------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域内における建築物の用途、形態等に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■ 建築物の形態等に関する基準

第6条 建築協定区域内の建築物の形態等は次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地階を除く階数は3以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を含む。）は地盤面から12メートル以下とする。

■ 建築物の用途に関する基準

第7条 建築協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物（住宅に併設するものを含む。）は建築してはならない。

- (1) 共同住宅（住戸数が3以下で、第9条第1項に定める一松町建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が、環境上支障がないと認めるものを除く。）
 - (2) 寄宿舎（社員寮を含む。）
 - (3) 工場
 - (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、住宅に併設する店舗で、当該店舗の営業時間が午前8時から午後6時までのものを除く。
 - (5) 病院
 - (6) 老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの。ただし、収容人員が10人以内のものを除く。
 - (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類するもの
 - (8) カラオケボックスその他これに類するもの
 - (9) ホテル又は旅館
- 2 京都市長の認可の公告のあった日（以下「基準時」という。）に現に存する建築物で前項の規定に適合しない用途に供する部分を有するものにあつては、当該部分の用途の変更を伴わない場合においては、前項の規定にかかわらずこれを修繕し、又は模様替することができる。

■ 広告物

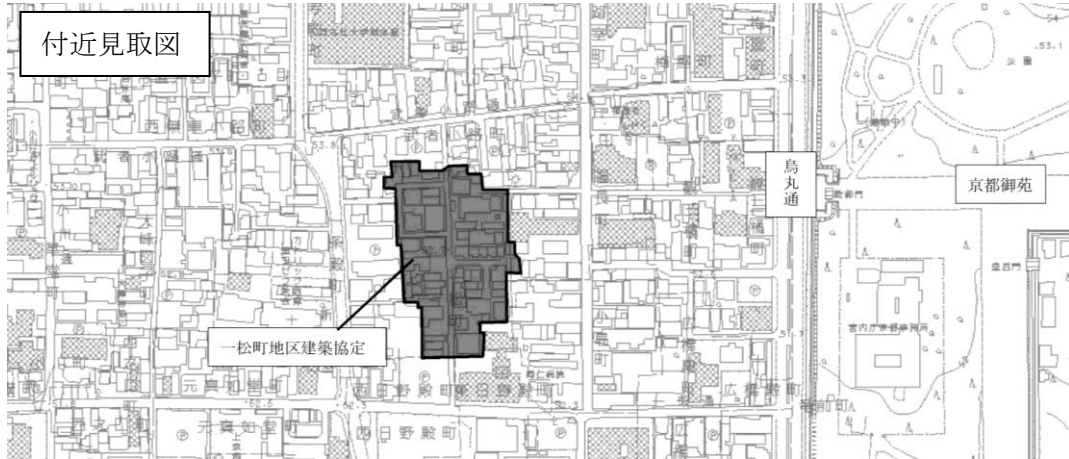
第8条 建築協定区域内の敷地に看板等の広告物を設置し、又は掲示してはならない。ただし、屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例に適合するもので、次の各号に掲げる基準に適合するものは、この限りでない。

- (1) 建築協定区域内における宅地、建築物等の販売に供するもの
- (2) 建築協定区域内の土地の所有者等の自己の用に供するもので、看板等の広告物の表示面積の合計が1平方メートル以下のもの

■ 土地の所有者等の届出

第 14 条 建築協定区域内の土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

2 建築協定区域内の土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する工事又は行為を行う場合は、事前に、委員会の承認を受けなければならない。



別紙「京都市上京区一松町地区建築協定区域図」

